



大湊

## 第V章 伊勢湾再生の具体化に向けて

※挿し絵は「伊勢参宮名所図会」古川書店より

## 1. 今後の課題

本調査の実施にあたっては、学識経験者等で構成する伊勢湾再生ビジョン策定委員会を設置して、多岐にわたる議論をいただきました。各委員の伊勢湾再生に対する思いや再生に向けてのアプローチはさまざまで、しかも限られた時間での検討であったため、必ずしも意見の一一致を見ることができなかった論点、データ不足等で議論が深まらなかつた論点がありました。その中で、伊勢湾再生に係る取組みの内容や進め方について特に議論のあったものとして次の3つに整理しました。これらの論点はいずれも避けて通れないものであります、今回の検討の中では具体的な対策を打ち出したり、はつきりした結論に至ることが出来ませんでした。このためこれらの課題については平成13年度以降も引き続き検討を加えていく必要があります。

### ＜データの収集、知見の蓄積とその活用＞

伊勢湾に関する科学的知見がまだ蓄積されておらず、また、データが不足していたりして、特定の施策を評価しようとしても評価できない状況にあるのではないか。従って、どのようなデータが必要とされているのかを整理し、必要なデータの収集、知見の蓄積を図ることがまず重要であり、そして収集されたデータ等の分析・活用はそれぞれ専門家に責任をもって任せれば、有効な対策が明確にされるのではないかという意見がありました。

一方で、データの収集等には長期間を要することから、現時点で最も効果的で効率的な取組みを開拓しつつ、一定期間後に取組みの評価を行い、改善すべきものは改善しながら取組みを継続的に展開していくことも重要であるという意見がありました。

### ＜既存の施策の検討、評価＞

既存の施策は必ずしも「伊勢湾再生の視点」から展開されているとは限らないので、もう一度、「伊勢湾再生の視点」から検討、評価を行うべきだという意見がありました。また、その際には、既存の取組みの効果を測定する指標の設定、代替手段との比較検討などを行うことが必要であるとの意見もありました。

特に、生活排水対策として実施されている流域下水道の整備については、整備に要する経費が膨大であり、整備に要する期間も長く、また、県民生活にも関わりの深いことから、その整備のあり方について、合併処理浄化槽方式との比較検討、窒素、燐の除去と費用負担のあり方も含め十分に議論すること、そのために整備による汚濁負荷の低減状況などのデータを分かりやすく提示していく必要があるとの指摘がなされています。

### ＜実効性の確保＞

本報告書では数多くの提案がされているが、これらをどう実行していくかが重要であるとの観点から、現在、三重県で進められている施策の評価システムの中に、「伊勢湾再生の視点」からのチェックシステムを折り込むことを検討するとともに、「伊勢湾再生の視点」から取組みごとの適切な目標を設定するなどの意見がありました。

また、現在進行中あるいは計画中のプロジェクトで伊勢湾の環境に何らかの影響を与えると思われるもの（四日市港霞4号幹線道路計画、志摩川浄化センター計画、津松阪港賀崎地区整備、吹井ノ浦沖人工島計画など）については、伊勢湾の視点から検討、評価が必要ではないかとの意見もありました。

一方、NPO、関係団体、事業者、行政等の多様な主体と共有できるビジョンを策定する場合は、策定の段階からNPO等との十分な連携を図っていくことが、ビジョンの実効性を高める上では重要なとの意見もありました。

## 2. アクションプログラムの策定

伊勢湾再生の具体化のために、当面する取組みをとりまとめたアクションプログラムを作成することとしています。

このアクションプログラムでは、住民、団体、事業者など多様な主体が連携・協働することを念頭におきつつ、県が行う政策・施策を中心として作成することとし、具体的には、「3つの戦略プログラム」を中心に「伊勢湾再生に向けた基本的な取組み」に沿って、具体的な取組みを提案します。

また、新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」を実現していくための第2次実施計画の策定を行っているところですが、このアクションプログラムを反映させたものとし、伊勢湾再生の具体化につなげることとしています。

## 3. 伊勢湾再生の具体化のための推進体制

伊勢湾再生にあたっては、三重県だけの取組みだけではなく、国関係機関、愛知県、岐阜県、名古屋市など広く伊勢湾に関係する行政機関、民間企業、漁業者、住民、NPOなど多様な主体の参加と連携が必要です。また、伊勢湾再生に向けた取組みを展開するにあたっては、理念の共有がなければ地に足の付いた取組みにつながりません。

こうしたことから、最初の取組みとして、平成11年8月に東海三県一市知事市長会議で「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」が合意されました。この指針は三県一市が広域的、総合的な見地に立って、現時点における伊勢湾の総合的な利用と保全についての基本的な考え方及び施策の展開に資する方向性をとりまとめたものです。今後、指針の基本理念である「健全で活力ある伊勢湾を次世代に継承する」という考え方のもと、広域的な連携により、伊勢湾の総合的な利用と保全に係る施策を推進するとともに、三県一市がそれぞれ自立的、自発的な取組みを進めることとしています。また、この指針は三県一市レベルで取りまとめたものなので、更に多くの主体の参加と連携のもとで指針を深化させていく必要があります。

また、多様な主体による伊勢湾再生に向けた具体的な取組みを広域的に進めるための仕掛けづくり、組織づくりを検討していく必要があります。

伊勢湾の利用と保全のあり方を検討していくために昭和45年に三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市からなる「伊勢湾総合対策協議会」という組織が設立されています。この他にも「伊勢湾浄化下水道計画連絡協議会」、「伊勢湾富栄養化対策連絡会」などの特定課題に対する組織があります。また、中部国際空港の設置について多方面からの科学的な調査研究を行うために、(財)中部空港調査会が設立されて伊勢湾の環境に関する知見を蓄積しつつあります。さらに、(財)矢作川流域振興交流機構での取組み、宮川ルネッサンス事業での取組み、長良川ビジョンでの取組み、「飛騨・木曽川・伊勢湾連携交流会」の発足など流域圏を中心とした取組みが始まっています。

これらの既存の組織との連携、国の省庁再編成や地方分権の流れ、NPOとの連携などを踏まえて、次世代に継承すべき伊勢湾のあるべき姿、伊勢湾再生の具体的な取り組み方法などについて研究し提案するとともに、伊勢湾の現状について広く情報受発信できるような広域的な組織づくり、拠点づくりを国・関係市町村とともに進めていく必要があります。